

令和5年3月22日

保 護 者 様

田原市教育委員会

今後の新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的な考え方について

日頃より、本市の教育活動及び感染防止対策の推進にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着いてきていることを受け、愛知県知事から感染対策を「厳重警戒」から「警戒領域」に移行するというメッセージが発出されました。

本市の各学校においても、下記に配慮し、教育活動を進めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。この内容については、新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類相当から5類（季節性インフルエンザと同等）に移行される5月7日までの適用とします（校区で流行していない場合）。

記

1 学校において（4月1日以降）

- ① マスクの着用については、個人（家庭）の判断に委ねる。（混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面を除く。）
- ② 学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。また、児童生徒の間でもマスク着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導する。
- ③ 健康観察、手洗い・換気をしっかり行い、ソーシャル・ディスタンスを確保し、食事中は大声での会話を控える、消毒を適宜行う等の必要な感染症対策を講じる。
- ④ 学校行事については、必要な感染症対策を講じた上で適切に実施する。
- ⑤ クラブ・部活動などにおいても、引き続き必要な感染症対策を講じる。

2 ご家庭において（4月1日以降）

- ① 体調が悪いときは、登校を控える。（頭痛、発熱等の症状の場合、これまで通り出席停止の対象となる。）
- ② 毎朝、検温し、健康チェック表の記入等、健康状態を把握する。
- ③ いわゆる「濃厚接触者」については、マスク着用の有無に関わらず、「手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等の基本的な感染対策を行わずに飲食を共にした者」が対象となる。
- ④ 学校行事への参加については、マスクの着用は、個人（家庭）の判断に委ねる。

担 当 学校教育課（杉浦）

電 話 0531-23-3679

FAX 0531-22-3811